

令和7年6月24日

各位

市原市剣道連盟

会長 原田辰明

錬士・教士称号認定会の実施について

標記の認定会が下記のとおり実施されます。

各団体にあたっては受審資格に該当する会員に周知をお願い致します。

記

【錬士認定会】

1 認定会期日

令和7年8月10日（日）

受付 午前11時45分～12時15分 **【時間厳守】**

開会 午前12時30分

2 認定会会場

千葉県武道館 第二道場 千葉市稲毛区天台町323 当日連絡先(070-1345-8483)

3 申込資格

(1) **令和6年11月30日以前**に六段を取得した者及び特例該当者。

(2) 六段取得後、県主催以上の講習会を1回以上受講した者。

※県主催以上の講習会に「千剣連派遣講師講習会」は含む。「地区主催の伝達講習会」は含まない。

4 認定方法

剣道実技及び日本剣道形審査・講習手帳の確認。

★ 社会体育指導員剣道中級の認定を受けた者は、当該認定をもって実技小論文を免除とするので認定書のコピーを提出すること。

5 申込方法 「本人用申請書(自筆)」および「講習手帳」を郵送のこと

合わせてE-mailまたは電話にて、ご連絡をお願い致します。

※E-mailにおいては、申込期日の翌日までに返信がない場合は、

お手数ですが電話にて事務局までご連絡をお願い致します。

上記の場合について、申込締切日から5日以内にお電話を頂け

なかった場合は、いかなる理由であっても申込の受領が

出来なくなりますのでご了承ください。

6 申込期日 令和7年7月18日(金)必着

7 申込先 〒290-0003 市原市辰巳台東3-26-13 市剣連事務局 荒川 雄一 宛

[E-mail]i.kendof@gmail.com [TEL]080-6522-1056

【認定料振込先】郵便振込 名称 市原市剣道連盟 口座番号 00190-6-708073

※通信欄に「錬士認定会申込み」と記入してください。

8 その他

(1)提出物

1 全剣連指定の小論文は、受審者が認定会当日持参のこと。

※用紙・封筒等全剣連指定のものを使用し記入すること。

(2) 申込料(申込みと同時に納入し、以後返金はしない。)

1 錬士認定料 10,000円 (申込時に市原市剣道連盟に納入のこと)

★ 社会体育指導員剣道中級の認定を受けた者は6,000円となります。

2 全剣連審査料 10,120円 (申込時に市原市剣道連盟に納入のこと)

※ 小論文の内容については、錬士「審査会要項」を参照のこと。

【 教士認定会 】

1 認定会期日

令和7年8月10日(日)

受付 午前11時45分～12時15分 **【時間厳守】**

開会 午前12時30分

※ 錬士受審者数により時間を変更する場合があります。

2 認定会会場

千葉県武道館 第二道場 千葉市稲毛区天台町323 当日連絡先(070-1345-8483)

3 申込資格

(1) 令和5年11月30日以前に七段を取得した者及び特例該当者。

(2) 七段取得後、県主催以上の講習会を2回以上受講した者。

※ 県主催以上の講習会に「千剣連派遣講師講習会」は含む。

4 認定方法

実科並びに日本剣道形の実技審査、及び講習手帳の確認。

★ 社会体育指導員剣道上級の認定を受けた者は、当該認定をもって実技全剣連筆記試験を免除とするので認定書のコピーを提出すること。

5 申込方法 「本人用申請書(自筆)」および「講習手帳」を郵送のこと

合わせてE-mailまたは電話にて、ご連絡をお願い致します。

※ E-mailにおいては、申込期日の翌日までに返信がない場合は、お手数ですが電話にて事務局までご連絡をお願い致します。上記の場合について、申込締切日から5日以内にお電話を頂けなかった場合は、いかなる理由であっても申込の受領が出来なくなりますのでご了承ください。

6 申込期日 令和7年7月18日(金)必着

7 申込先 〒290-0003 市原市辰巳台東3-26-13 市剣連事務局 荒川 雄一 宛

[E-mail] i.kendof@gmail.com [TEL] 080-6522-1056

【認定料振込先】郵便振込 名称 市原市剣道連盟 口座番号 00190-6-708073

※ 通信欄に「教士認定会申込み」と記入してください。

8 その他

(1) 申込料(申込みと同時に納入し、以後返金はしない。)

1 教士認定料 12,000円 (申込時に市原市剣道連盟に納入のこと)

★ 社会体育指導員剣道上級の認定を受けた者は7,000円となります。

2 全剣連審査料 15,290円 (申込時に市原市剣道連盟に納入のこと)

※ 小論文の内容については、教士「審査会要項」を参照のこと。

【 錬士・教士 共通事項 】

◆ 自筆による個人申請書は、錬士用・教士用各々添付専用用紙を使用のこと。

→ ホームページから印刷可能